

## **第3章 計画の基本的な考え方**

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

## 1 基本理念

『第2次村上市男女共同参画計画』で掲げた基本理念を基調とし、同時に『第3次村上市総合計画』で定める基本目標5（多様性の広がるまち）を重視しつつ、誰もがそれぞれの個性を認め合いながら、協力し支え合えるまちづくりを目指します。

### 基本理念

だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、  
あふれる笑顔のまち村上

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1

互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も国籍も性的指向・性自認(性同一性)に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、共生できる社会の実現にもつながります。また、家庭・学校・地域・職場を通して、人権教育や男女の相互理解について学び、男女共同参画の意識と理解を深めていくことが重要です。そのため、市民一人一人が意識を見直すことができるよう広報・啓発活動を進めます。

### 基本目標2

家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり  
【村上市女性活躍推進計画】

笑顔のあふれるまちの実現のためには、一人一人が責任をもって家庭や地域、職場での活動を担い、あらゆる分野に参画できることが大切です。そのため、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、生き生きと活躍できる環境づくりを進めます。

### 基本目標 3

### 誰もが安心して暮らせるまちづくり

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしており、市民一人一人に寄り添った支援を進めます。また、誰もが個性と能力を発揮して活躍し、笑顔のあふれるまちを実現していくためには、男女がともに仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要です。性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合えることが必要であり、心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりを進めます。さらに、男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。

### 基本目標 4

### 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり 【村上市DV防止基本計画】

DVや様々な暴力、ハラスメント等などは重大な人権侵害であり、どのような場合や理由であつても決して許されるものではありません。これら被害の中には、生命の危険にさらされているもの、子どもへの虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、市役所内関係課・関係機関等との連携を一層強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を進めます。

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、あふれる笑顔のまち村上	<b>基本目標 1</b> 互いに認め合い、 尊重し合えるまちづくり 	(1) 男女共同参画社会についての 広報・啓発の推進 41 頁 (2) 男女共同参画推進のための 学習等機会の充実 42 頁 (3) 身近な地域における 男女共同参画の促進 43 頁 (4) 多様性を尊重する環境の整備 44 頁
	<b>基本目標 2</b> 家庭も仕事も男女がともに 活躍できるまちづくり 【村上市女性活躍推進計画】 	(1) 働く場における女性活躍の推進 45 頁 (2) ワーク・ライフ・バランス並びに 仕事と子育てや介護等が両立できる 環境整備の推進 46 頁 (3) 農林水産業・商工自営業等のあらゆる 分野における男女共同参画の促進 48 頁 (4) 政策・方針決定過程への 女性の参画拡大 50 頁
	<b>基本目標 3</b> 誰もが安心して 暮らせるまちづくり 	(1) 地域の安全・防災活動における 男女共同参画の促進 51 頁 (2) 環境保全活動における 男女共同参画の推進 52 頁 (3) 困難を抱えた女性等への支援 52 頁 (4) 男女の生涯にわたる 健康支援の充実 53 頁
	<b>基本目標 4</b> 男女間のあらゆる暴力を 根絶するまちづくり 【村上市DV防止基本計画】 	(1) DVや性的暴力防止の ための啓発 55 頁 (2) 相談体制の充実と 被害者の安全確保 56 頁 (3) 自立に向けた 支援体制の充実 57 頁

## 第4章 施策の展開（基本目標と具体的施策）

### ■ 第4章の見方

基本目標1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり

基本目標2 家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり

## 第4章の見方

第4章は、基本目標1～4から展開される施策の内容及び、具体的な取組内容を記載しています。

施策と関連の深いSDGsをアイコンで表示しています。

### 基本目標1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり



基本目標の名称

施策の方向性の名称

#### 施策の方向性1-(1)

男女共同参画社会についての広報・啓発の推進

継続

施策の方向等

#### 【■現状や課題、★取り組みの方向性】

■市民意識調査において、<男は仕事、女は家庭を中心にする方が多い>という回答において「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」を合わせた『そう思う』という回答と、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っています。

本市が取り組むべき課題や施策の方向性を記述しています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

具体的な施策の内容を記述しています。

★男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利をお互いに認め合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生きられるよう、広報活動や啓発活動を継続していきます。また、男女共同参画に関する市民意識調査結果等を公表するとともに、家庭や職場、地域での男女共同参画関連の情報を提供し、男女共同参画のまちづくりを推進します。

#### 施策の具体的な内容

##### ①男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進

施策に伴う事業の内容を記述しています。

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種の啓発活動を行います。

##### a) 市広報紙等による啓発

多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。

##### b) 男女共同参画情報紙等の発行

市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。

##### c) 男女共同参画講座・講演会等の開催

男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。

##### d) 国や県と連携した啓発活動

国や県と連携した啓発活動の実施を検討します。

## 基本目標 1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり



### 施策の方向性 1-(1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進

継続

#### 【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、<男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい>という考え方について「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」を合わせた『そう思う』という回答が28.0%と、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

★男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利をお互いに尊重し合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生きられるよう、広報・啓発活動を継続していきます。また、男女共同参画に関する市民意識調査結果等を公表するなど、家庭や職場、地域での男女共同参画関連の情報を提供し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

#### 施策の具体的な内容

##### ①男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種広報・啓発活動を行います。なお、取組に当たってはSNSやWEBを活用して市民の利便性向上に努めます。

##### a) 市広報紙等による啓発

多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。

##### b) 男女共同参画情報紙等の発行

市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。

##### c) 男女共同参画講座・講演会等の開催

男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。

##### d) 国や県と連携した啓発活動

国や県と連携した啓発活動の実施を検討します。

## 施策の具体的な内容

### ②家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進

家庭・職場・地域における社会慣行について男女共同参画の視点からの見直しを促進します。

#### a) 男女共同参画に関するオンラインセミナー・出前講座の開催

男女共同参画への理解を深めるため、開催の検討を行います。

#### b) 男性向け講座の拡充

講座等を活用して、特に男性に向けた男女平等意識を啓発します。

### ③男女共同参画に関する情報収集と提供

男女共同参画に関する取組事例や、国、県、近隣市町等の情報を収集し、市民や事業者へ提供します。

#### a) ウェブサイト、リーフレット等による情報収集と提供

男女共同参画に関する情報を収集・提供します。

#### b) 情報提供の強化

情報コーナーにおける関連図書や映像資料の貸出や、国・県・近隣市町の関連資料等の情報収集と提供を行います。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、「学校だけでなく、企業でも研修で学ぶ機会をつくるべき。就学前の児童からも教育を推進するべき。」との意見が寄せられました。男女共同参画についての士気を高めていくうえで、教育・学習の果たす役割は極めて大きく、家庭・学校・地域社会等の様々な場において、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められます。

★様々な機会を通して市民の学習機会の充実を図ります。また、学校教育においては、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、次代を担う子どもたちに男女共同参画の意識を育みます。

施策の具体的な内容

①市民への学習機会の充実

男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、講座や意見交換会等、学習機会の充実を図ります。

a) 市民等への学習機会の提供

男女共同参画社会づくりについての理解を深めるため、幅広い世代の市民を対象に講座・セミナー等を開催します。

b) 団体・グループ等の学習支援

男女共同参画の意識が広まるよう、団体やグループ等に向け、学習情報を提供します。

c) 事業者内研修の推進

働く場での男女共同参画を促進するため、事業者内で研修が行われるよう働きかけます。

d) 子育て期にある男女の学習参加支援

子育て期の男女が共に学習の場に参加しやすくするため、開催会場において乳幼児一時保育の実施を推進します。

②男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女平等に関する教職員の研修参加及び男女共同参画の視点を取り入れた教育と事業を推進します。

a) 教育・保育関係者への研修の推進

男女共同参画社会の理解と意識醸成のため、教育・保育関係者に対する研修の充実を図ります。また、性の多様性に配慮した指導・支援が実践されるよう、教育・保育関係職員の研修を行います。

b) 多様な選択を可能にする指導の推進

児童・生徒の一人一人が主体的に多様な進路選択ができるよう、学校や地域でキャリア教育、キャリア形成を支援するための指導を行い、進路指導の充実を図ります。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■地域（町内会長）において、本市の女性会長の比率は1.8%と、全国平均の6.9%と比較すると依然として女性の参画が遅れています。地域は、社会を構成するための生活の基本的な場です。地域活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、誰もがともに参画できるような社会づくりが求められます。

★地域活動における男女平等と男女共同参画意識の醸成と啓発に努めます。

施策の具体的な内容
<p><b>①コミュニティ活動における男女共同参画の促進</b></p> <p>PTA、自治会、青少年育成活動などへの男女ともに参加しやすい環境づくりを進め、様々なコミュニティ活動への男女共同参画を促進します。</p> <p>a) <u>地域活動団体への意識啓発推進</u></p> <p>自治会等地域組織への意識啓発と連携の強化を進めるとともに、男女の生き方に影響を与えている社会制度、慣習について、男女共同参画を阻害する要因となっていないか、見直しを含めた検討を促進します。</p> <p>b) <u>市民対象の男女共同参画啓発事業の実施</u></p> <p>コミュニティ活動において、女性の意見が反映されるよう自治会等地域組織を対象とした学習機会の充実に努めます。</p>
<p><b>②社会活動への参加啓発</b></p> <p>男女がともに知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた笑顔のあふれるまちづくりが推進されるよう、地域振興を担う自治会等の意思決定の場への女性の参画を促進します。</p> <p>a) <u>意思決定の場への女性の参画促進</u></p> <p>女性の社会参画を促進するため、様々な活動に取り組んでいる団体・グループの自主活動に対し、情報提供をはじめ、団体間の交流機会の拡大など、その活動を支援し、一層の連携を進めます。</p> <p>b) <u>女性団体の活動支援</u></p> <p>他地域の取り組み事例に関する情報提供や学習機会を創出するなど、活動をしている方々のグループ化や新たな団体・グループの立ち上げ支援、活動支援に努めます。</p>

【■現状や課題、★取組の方向性】

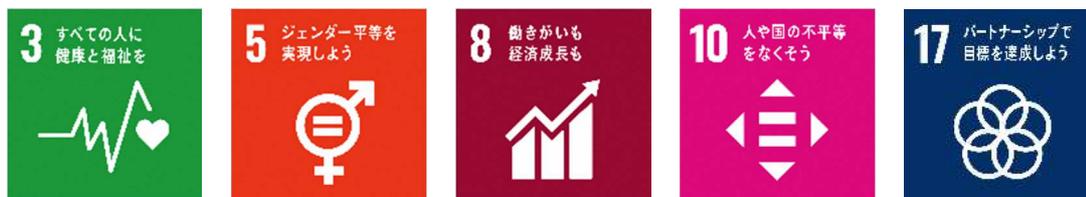
■市民意識調査において、「何らかのジェンダー・ハラスメントを受けたことのある方」は41.4%となっています。LGBTQ※11等の性的少数者に関する認知や理解は少しずつ広がりを見せていますが、LGBTQ等の方たちの中には差別や偏見を恐れて、本当の自分を周りに言えないまま過ごしている方もいます。誰もが一人の人間として尊重され、性の違いによる差別を受けることなく、個人として能力を発揮できる機会を得られるなど、それぞれの持つ特性を理解し、尊重し合うことが大切です。

★言語や視覚、聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女共同参画に配慮した表現を推進し、固定的な性別役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現等に十分留意するよう、研修や啓発に取り組みます。また、メディア情報の背景にある価値観や意図を分析、評価する力（メディア・リテラシー）を向上させ、女性軽視・蔑視につながる表現に対して「気づく」能力を養成していきます。さらに、多様な性についての理解を深めるための情報提供や相談体制、教育を充実していきます。

施策の具体的な内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>①性的マイノリティ（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の推進</b></p> </div> <p>性的指向や性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを促進します。</p> <p>a) <u>性的マイノリティ（LGBTQ等）に関する啓発</u> 多様な性についての理解促進のため、研修や講座等での啓発活動や、市広報やウェブサイト等での周知を行います。また、本市においてもパートナーシップ宣誓制度の導入に関して、検討を開始します。</p> <p>b) <u>多様な性についての教育の推進</u> 子どもの発達の段階に応じて、多様な性について適切な指導を行うため、教職員に関係機関からの情報や資料を提供します。</p> <p>c) <u>相談体制の充実</u> 人権相談事業について、国の相談窓口と連携し、対応の充実を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>②メディアにおける人権擁護の促進</b></p> </div> <p>メディア・リテラシーの向上を図るため、学校教育の推進及び児童・生徒、保護者等に学習機会の提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った公的刊行物の作成・発行を促進します。</p> <p>a) <u>情報モラルに関する学習機会の充実</u> 子ども、保護者等を対象にテレビやラジオ、雑誌、インターネット等のメディア上に発信した情報に対する責任、情報の安全な利用などの情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できる力がつくよう、学校教育等を通じて充実を図ります。</p> <p>b) <u>市職員への国や県のガイドラインの周知と活用の促進</u> 男女共同参画の視点から公的刊行物や広報等の作成・発行において、表現に留意するように促します。</p>

## 基本目標2 家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり

### 【村上市女性活躍推進計画】



#### 施策の方向性 2-(1) 働く場における女性活躍の推進

拡充

重点

##### 【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、職場の中での男女の地位の平等感は「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が48.5%あり、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。管理職等における女性の割合も徐々に増えてきてはいますが、いまだ低水準であり、女性の能力の発揮は十分とは言えないのが現状です。これらの要因としては、固定的な性別役割分担意識が解消されていないことや、男性中心の企業意識・慣行がいまだ根強く残っていることが考えられます。女性があらゆる分野にて能力を発揮し活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進と、女性自身がエンパワーメントを高められるよう意識づくりを行う必要があります。

★女性が個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、男女間の格差をなくし、公平な対応が受けられ、働きたい女性が出産・子育て・介護などにより、一旦休職や退職した後も希望に応じた働き方ができるような支援や職場環境の改善などへの積極的な取組が不可欠なため、引き続き企業に対し、働く場における男女共同参画が推進されるよう、男女の均等な雇用の機会と平等な待遇確保を図るための働きかけを行っていきます。

#### 施策の具体的な内容

##### ①男女の雇用機会における平等の促進

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が図られる等、県と連携して企業等への啓発を推進するとともに、労働に関する相談事業を周知します。

##### a) 事業者に対する男女雇用機会均等法など労働に関する法律の周知

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」における主に女性に関する分野について、啓発や情報コーナー等を活用した情報提供を行います。

##### b) 相談窓口の周知

労働環境の改善を図るため、労働条件や労働に関する相談窓口の周知を行います。

## 施策の具体的な内容

### ②女性が能力を発揮できる環境づくり

女性がスキルアップを図るための講座情報を提供する等、女性の能力開発・向上を支援するとともに、個々の価値観やライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、在宅勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な就業形態での就労を支援します。

#### a) 各種技術取得講座情報の周知

資格や技術取得に関する情報を収集・提供します。

#### b) 講座、講演会等へ参加しやすい環境づくり

スキルアップ等の講座・講演会への参加がしやすいよう、保育付き事業開催の推進を図ります。

#### c) 多様な就労形態の周知・普及

在宅勤務やフレックスタイム制度等、仕事と家庭生活が両立しやすい多様な働き方を普及させるため、情報コーナー等の活用やチラシ配布など啓発・情報提供を行います。

施策の方向性 2-(2) ワーク・ライフ・バランス並びに  
仕事と子育てや介護等が両立できる環境整備の推進

拡充

重点

【■現状や課題、★取組の方向性】

■市民意識調査において、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている割合は、「内容を知っている」「聞いたことがある」を合わせて 59.1%と前回調査と比較して向上していますが、「内容を知っている」という回答は約 2 割弱にとどまっています。また、女性の生活の中での優先度については、希望では「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の三つとも大切」との回答が 40.6%と一番多いのに対し、現実では「仕事を優先」する回答が多くなってきます。

★誰もがその能力を十分に発揮するために、性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の確保・改善に向けた取組やワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。

施策の具体的な内容

①固定的性別役割分担意識を解消するための啓発推進

男女が子育て、家事、教育など家庭における役割について相互に協力しながら責任を果たす意識の啓発を行います。

a) 男性中心型労働慣行見直しに関する情報等の周知・啓発

家庭における男女の固定的役割分担意識の是正を図るための男女共同参画の視点に立った情報提供に努めます。

b) 父親参加型イベントの開催

子育て支援センターで実施している教室や親子のふれあいの場等に、男性が積極的に参加してもらえるよう広報に努めるとともに、男性の家庭への参画を促進するための機会をとらえ、家事や育児の楽しさを伝えます。

c) 乳幼児健診や行政やNPO等が実施する子育て支援事業時における男性を含む子育てについての啓発実施

男性の子育てへの参加を促進するため、新たな日常生活における男性のための子育て教室など子育てに関する知識や技術を身につけるための機会の提供に努めます。

②多様なライフスタイルに対応した環境づくり

子育てや介護等と仕事や地域活動等が両立できるよう、保育サービス・子育て支援サービスの充実や、介護等の支援の充実を図ります。

a) 育児・介護休業制度の普及・啓発

育児や介護を協力して行い、仕事と両立ができるよう企業に対して制度等の啓発・情報提供を行います。

b) 学童保育の充実

放課後や夏休みなど学校休業日に、家庭に代わる生活の場として遊びや育成を行い、仕事と子育ての両立を図ります。

c) 子育て家庭への支援の充実

身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関と連携し、子育て家庭に対し各種制度の案内や情報提供を行います。

## 施策の具体的な内容

### ③ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを市民等に周知・啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得を働きかけます。

#### a) ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動

仕事と家庭生活、地域活動の調和が図られ、充実した生活を実現するため、市広報紙やパンフレット等にて広報・情報提供を行います。

#### b) 企業への情報提供

ワーク・ライフ・バランスについて市内事業者へ企業訪問時にチラシによる情報提供と啓発を行います。

#### c) 経営者・管理職の意識向上のための取組

部下のワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍、男性の家庭参画に対する経営者や管理職の理解を深めるため、関係団体と協力しながら「イクボス」の輪を広げ、学び合いを実施します。

### ④地域社会における男女共同参画の促進

地域における社会慣行について男女共同参画の視点で見直しを促進します。

#### a) ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての手助けが必要な方（預ける会員）と子育ての手助けができる方（預かる会員）が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを行います。

#### b) 子育てグループの活動支援の拡充

地域で子育てを支える取り組み事例に関する情報提供や学習機会を創出するなど、子育てグループの活動を支援し、地域で子育てを支える環境整備に努めます。

#### c) 地域福祉の推進

世代間交流事業の実施など、地域のつながりを通して地域福祉を推進します。

### ⑤誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり

地域の活力が低下している集落の持続的発展を目指し、自治会等の地域活動団体の運営や活動に、誰もが積極的に参画し、個性や能力を発揮しながら活躍できるよう支援します。

#### a) 地域活動への女性の参画の推進

地域において女性の視点が反映されるよう、自治会役員への女性の登用の重要性に関する啓発を行うとともに、積極的な登用の促進に向けた支援を図ります。

加えて、PTAや子ども会、老人クラブ連合会等、地域における様々な組織や団体等の長において、女性の登用および女性の視点が反映されるよう啓発を行います。

#### b) ボランティア活動等における男女共同参画の推進

市内の市民活動団体の連携を深めるため、市民活動団体に関する情報を発信し、男女ともに福祉や環境、農林商工等の分野を問わず、ボランティア活動の参加を促進します。

#### c) 地域再生に向けた取組への支援

「まちづくり」組織の設立・運営の支援を行うとともに、性別や世代を超えたまちづくりへの参画を推進します。

施策の方向性 2-(3) 農林水産業・商工自営業等の  
あらゆる分野における男女共同参画の促進

拡 充

【■現状や課題、★取組の方向性】

■農協や森林組合、漁協、商工業団体等の組織において女性の役員は少なく、経営方針決定などは男性中心に行われる場合が多くなっています。

★農林水産業、商工自営業等に従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるような環境づくりを進めていきます。また、特に女性自身の参画意欲や能力の向上を図るとともに、方針決定の場への女性の参画を積極的に促進します。

施策の具体的な内容

①あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の様々な分野において、性別に関わらず、個性が発揮できる職業を選択できるよう支援します。

a) 様々な分野における男女共同参画の推進

経済分野の団体活動を支援し、商工業団体等への女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげます。

b) リーダーとなる人材の育成

講座や研修等の学習機会を通して、各分野においてリーダーシップを発揮できる人材の育成に努めます。

c) 女性の起業に対する支援

起業を目指す女性に対し、村上商工会議所や市内商工会等の関係機関と連携しながら、窓口相談、創業塾やセミナー開催、各種補助制度等の様々な情報提供を行うとともに、経営能力の向上に向けた取組を支援します。

d) 女性のエンパワーメントの促進

女性の様々な分野へのチャレンジを支援するため、学習機会、相談等の情報提供を行い、女性の社会活動の促進を図ります。

e) 「ハッピー・パートナー企業」登録制度や「パパ・ママ子育て応援プラス」認定制度、

「えるぼし」認定制度の普及促進

新潟県が取組を支援する「ハッピー・パートナー企業登録制度(新潟県男女共同参画推進企業)」や認定する「パパ・ママ子育て応援プラス」、厚生労働省が女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対して行う「えるぼし」認定制度の周知・啓発を行います。

## 施策の具体的な内容

### ②家族経営・小規模事業者等への意識啓発の推進

家族や従事者での共同体制が必要となる家族経営や小規模事業者等に対して、男女共同参画の意識啓発の推進を図ります。

#### a) 村上商工会議所や市内商工会等との連携強化

家族経営や小規模事業者等に従事する女性の就労環境の改善に向けた啓発・情報提供を行います。

### ③農林水産業分野における女性の活躍推進

農林水産業の持続的発展に向けて、関係機関との連携のもと、女性就業者の育成・確保を図るとともに、より働きやすい環境づくりを進めます。

#### a) 家族経営協定の締結推進

家族で取り組む経営における働き方等の見直しを行い、男女がともに家事・育児を行える環境づくりや役割分担、労働に見合った報酬が得られ、経済的自立が図れるよう、家族経営協定締結の推進に努めます。

#### b) 女性の新規就業者に対する支援

農林水産業に携わっている女性と農林水産業を始めてみたい女性の交流の場を設け、女性の新規就業を促進するとともに、就業された女性同士のネットワーク化を図り、女性就業者の経営が向上するよう支援します。

### ④魅力ある観光地づくりに向けた女性人材の育成と組織化

観光客を迎え入れるための「おもてなしのまちづくり」を男女がともに協力し合いながら取り組むことにより、観光地としての魅力を磨きます。観光施設の従業員や宿泊業従業員、特産品の販売員など観光産業に直接携わる人々のみならず、地域の名所や名勝、歴史・文化のナビゲーター等、観光客に対して満足度の高いサービスを提供するため、男女共同参画による人材の育成や組織の強化を村上市観光協会等と連携しながら促進します。

#### a) 市民の観光振興への積極的な参加促進

「三面川の鮭」や「北限のお茶」をはじめとする、地域特産品や郷土料理、拡充を計画している道の駅「朝日」や「村上市スケートパーク」など、生活者である市民視点の地域文化の発信による観光振興や、観光地づくりについて、男女を問わず、積極的な参加を促せるように各種団体等と連携します。

## 施策の方向性 2-(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

拡 充

重 点

### 【■現状や課題、★取組の方向性】

■本市においても、「審議会等の女性委員数」や「市議会の女性議員数」は、ほぼ横ばいとなっており、市職員においても女性管理職は少なく、職種や所属により男女の構成比が偏っている場合があります。国が掲げる「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という目標達成に向けて、職員の能力の活用といった、職員の任用や研修、管理職を見据えた女性職員に対する意識啓発など、様々な角度からの取組が求められます。

★女性自身が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画していける意識づくりを推進します。また、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要であり、まず、市自らが率先して取り組みます。今後も、女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性を登用しやすい環境づくりや女性への啓発と育成を続けていき、女性のエンパワーメント、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めます。

### 施策の具体的な内容

#### ①市行政等の組織における性差のない登用の推進

審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、性別により異なる場合もあるため、その違いを踏まえた政策課題や様々な意見を十分反映できる市政運営に努めるとともに、女性の活躍を推進するための取組を規定した行動計画（村上市特定事業主行動計画）を策定し、行政における女性の参画を促進します。

##### a) 審議会等への女性委員の登用の推進

関係各課へ女性の登用率の向上や女性委員がいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。

##### b) 女性職員の管理職登用の推進

各職員の能力を公平に捉えつつ、女性の採用、職域の拡大を図るとともに、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に関する周知・公表を行い、管理職への女性の登用の推進を図ります。また、政策・方針決定の場への女性の参画推進を目的とした能力開発の研修、学習機会の充実に努めます。

##### c) 市職員の意識改革及び職場環境の整備

職員に向けた「男女共同参画セミナー」を開催し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容を周知し、男女共同参画の理解を深め意識改革を図ります。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等に関して、相談体制の充実に努めるため、相談員を任命し、ハラスメントの防止に努めます。

## 施策の具体的な内容

### ②事業者に対する働きかけ

女性の雇用や方針決定過程への参画、女性管理職等の積極的な登用について、事業者の理解促進に努めます。

#### a) 事業者に対するポジティブ・アクション（積極的改善措置）等の啓発実施

経営や組織運営等への女性の意思を反映することができるよう、企業・団体における経営方針決定の場への女性の参画促進の働きかけを行います。

#### b) 能力開発セミナー等の周知や情報提供

性別にかかわらず、生きがいをもって働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、就労環境の確保を促進します。

## ポジティブ・アクションとは

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

**\* 営業職に女性はほとんどいない**

**\* 課長以上の管理職は男性が大半を占めている**

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

### 《ポジティブ・アクションの取組事例》

中・小製造業 労働者数：73名（うち女性25名）

＜取組内容＞

#### 1) 採用拡大

\* 3年に1度開催される工業展において、女性が働いている写真をパネル展示し、女性の活躍に期待していることをアピールした。

#### 2) 管理職登用

\* 人事考課、評価者研修を各々2ヶ月に一度実施している。公正な人事考課を頻繁に行うことにより、特に若年層のモラル向上に資している。

\* 女性2名を班長に登用したところ、他の女性も管理職登用の可能性があることを実感し、モラルの向上につながった。また、男性も女性の積極性と目の当たりにし、モラルの向上がみられる。

#### 3) 職場環境・風土の改善

\* 安全衛生委員会など各種会議に女性を参加させ、積極的に発言してもらうようにしている。これによって会議に参加し、発言するために女性自らが積極的に学習するようになった。

\* 会社と各部署から選出された労働者が労働条件について話し合う労務委員会メンバーに、設立以来、女性は最低1名が就任している（現在3名）。ここで女性の意見を積極的に取り入れるようにしている。

（資料出典：厚生労働省ホームページより一部抜粋掲載）



ポジティブ・アクションに取り組んでいます

ポジティブ・アクション  
普及促進のためのシン  
ボルマーク「きらら」

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり



### 施策の方向性 3-(1) 地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進

継続

#### 【現状や課題、★取組の方向性】

■男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の整備が求められています。東日本大震災時には、避難所の運営方針において様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されない、女性の視点に立った避難所運営が不十分であることが指摘されました。地域には、様々な事情の方がおり、必要とする対策や支援は異なってきます。災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いを考慮しつつ、防災対策を推進することが必要です。

★地域防災計画を策定する際や、防災会議等に女性の参加を推進し、女性の意見が反映しやすい環境づくりを行います。また、過去の災害対応の経験と教訓から、防災・復興においては女性の参画とリーダーシップも不可欠なため、女性防災士や消防団員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため女性リーダーの育成の充実と、地域における個々の役割分担を明確にし、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

#### 施策の具体的な内容

##### ①地域の防災分野における男女共同参画の推進

地域の防災分野における男女のニーズの違いや女性への配慮等、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を促進します。

##### a) 女性消防団員の拡充と環境整備

消防団や自主防災組織をはじめとした地域における防災体制の構築に当たり、女性消防団員の任用拡充など男女の偏りのない組織づくりや男女共同参画によるネットワークづくりを積極的に推進します。

##### b) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

地域防災計画等に基づき、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した避難所運営や備蓄品の整備、避難所運営の構築を図ります。

##### c) 防災会議等への女性の参画

女性の登用を推進し女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定や見直しを行います。

##### d) 防災士資格取得の促進と支援

防災士養成講座等にて防災士を養成していく中で、地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。

### 施策の方向性 3-(2) 環境保全活動における男女共同参画の推進

新規

#### 【現状や課題、★取組の方向性】

■ゴミの増大、地球温暖化、大気や土壌の汚染、河川海洋の水質汚濁などの環境問題に対する関心が高まる中、本市の財産である豊かな自然を保全していくことが重要です。

★男女がともに身近な地域で環境保全活動を行うよう働きかけていくとともに、環境問題の解決のため、環境保全に関わる意思決定の場への男女共同参画を進めます。

#### 施策の具体的な内容

##### ①環境保全活動の推進における男女共同参画

地域環境の保全を図る活動から、身近な家庭生活における環境保全活動まで、様々な場面における取組について男女共同参画の視点を取り入れながら活動を進めます。

##### a) 環境問題に関する情報発信

環境問題に関して、男女共同参画の視点を踏まえた情報の収集・発信に努めます。

##### b) 環境保護審議会等への女性登用の促進

地域における環境保全の方針、方策を決定していく場への積極的な女性の登用を促進します。

### 施策の方向性 3-(3) 困難を抱えた女性等への支援

新規

#### 【現状や課題、★取組の方向性】

■新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、中でも、非正規率の高い女性にとっては失業への影響が大きく、より深刻な影響をもたらしています。

★単身の高齢女性や母子世帯の中で、特に、生活上の困難を抱えている人に対して、地域で安心して生活できるように支援を実施します。

#### 施策の具体的な内容

##### ①困難を抱えた女性等が安心して暮らせる条件の整備

高齢者や障がい者、ひとり親等の様々な困難を抱える人々が、安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体にも大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱える人々に、より深刻な影響をもたらしているため、一人一人の生活上の困りごとに寄り添った幅広い支援を行います。

##### a) トータルサポート体制の推進

様々な課題を抱える世帯に対し、総合的に支援する体制を推進します。

##### b) 生活困窮者自立支援制度の推進

経済的困窮など日常生活に困窮さを抱える世帯に生活保護に至る前の相談支援を推進します。

##### c) 地域包括支援センター機能の推進

介護や健康・医療など高齢者の暮らしを支えるため、相談事業や地域の見守り体制の充実を図ります。

##### d) 障がい者基幹相談支援センター機能の推進

障がいのある方の相談支援を実施し、能力や意欲を発揮して社会に参画し生活できるよう支援します。

##### e) 庁外関係機関や各支援団体等との連携強化

NPO 団体等や関係機関等との連携を強化し、柔軟な対応につながる体制を推進します。

【■現状や課題、★取組の方向性】

■男性と女性にはそれぞれの特性がありますが、特に女性には、妊娠や出産のための身体的機能が備わっており、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。なかでも、妊娠・出産は大きな節目でもあることから、女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※12」の概念の十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮することが求められています。本市では、生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療の促進のため、各種検診やがん検診の受診を促していますが、本市における受診率は決して高い状況にあるとはいえません。

★誰もが互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切なため、すべての人が健康な生活を実現できるよう、ライフステージに応じた健康支援へ取り組みます。さらに、多様性の尊重に向けた意識啓発や共生のまちづくりのための環境整備を行います。

施策の具体的な内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>①母性の尊重と母子保健の充実</b></p> </div> <p>安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を行います。また、母性保護に関する正しい知識の普及や母子保健の充実を図るとともに、不妊・不育への支援や女性の健康の保持・増進に向けた支援を推進します。</p> <p>a) <u>母子保健事業の充実</u></p> <p>妊娠、出産から出産後も含め、切れ目のない支援を行います。また、乳幼児健診や家庭訪問、子育て支援事業などを実施し、家庭での育児についての相談・支援を行うとともに、産後うつ等を防ぐため、妊娠期や産後のケアを充実します。</p> <p>b) <u>不妊・不育への支援</u></p> <p>特定不妊治療費の一部助成（村上市不妊治療費助成制度）を行うことで、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。また、不育症の検査費および治療費の一部助成を行うことで、安全・安心に出産を迎えることができるよう支援します。</p> <p>c) <u>各種健診の受診率向上</u></p> <p>特定健康診査やがん検診等の周知に努め、受診を促し、健康管理を促進します。</p>

## 施策の具体的な内容

### ②性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

学校等における性と生殖に関する教育の充実やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識啓発を図ります。

#### a) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

男女が互いの性について正しい認識をもち、理解を深めることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、市報やSNS等を通じた周知啓発を行います。

#### b) 生命の尊さについての教育の実施

道徳、保健体育の授業等で子どもの発達の段階に応じ、性や生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ等について、性教育を含めた包括的な教育を実施します。

### ③生涯にわたる心身の健康保持と増進

生涯にわたる心身の健康保持および増進に向けて、健康づくりに関する各種支援を行うとともに、地域におけるスポーツ活動の推進等を図ります。

#### a) 地域で健康づくりに取り組める環境づくり

市民のスポーツ活動を通じた健康増進を図ります。また、成人から高齢者まで幅広い年代が親しむことのできる環境整備に努めます。

#### b) 健康づくりへの支援

健康診断の受診を通じて自分の身体の現状を知り、自己管理できるように、健診結果の説明および個人の健康づくり活動の支援を行います。また、健康・栄養相談、講座の実施や食育啓発等、年代に応じた健康づくりに関する支援を実施します。

## 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり

### 【村上市DV防止基本計画】



#### 施策の方向性4-(1) DVや性的暴力防止のための啓発

拡充

重点

##### 【■現状や課題、★取組の方向性】

■暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。男女を問わず決して許されるものではなく、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会問題です。特に、DV、セクハラ、ストーカーの被害者は女性の方が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化してしまう場合も少なくありません。また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどから、近年はDVの増加と同時に児童虐待の増加も問題視されています。

★あらゆる暴力やハラスメントの根絶を目指し、パンフレット等の資料配布や各種情報発信をとおして暴力や各種ハラスメントに対する意識啓発を行います。また、DVが子どもに与える影響は大きく、児童虐待防止の観点からもDVの根絶は喫緊の課題です。子どもや若年層が、正しい知識と理解を深めるため、家庭・地域・学校において学習機会と情報提供を行います。

#### 施策の具体的な内容

##### ①男女間のあらゆる暴力・ハラスメント等の防止に向けた啓発活動の推進

被害者にも加害者にもならないための啓発活動をはじめとした、暴力やハラスメントを許さない社会環境づくりを促進します。

##### a) あらゆる暴力を防止するための意識啓発

講座の開催、市報、市ホームページの活用等、あらゆる方法でDV、性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた啓発に努めます。

##### b) 若年層に対する意識啓発

交際相手からの暴力(デートDV)に関する認識向上のため、若年層に対する予防啓発、教育・学習を実施します。また、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動を検討します。

#### オレンジリボン



「オレンジリボン運動」は子どもの虐待防止のための広報・啓発活動を行う市民運動です。子供の明るい未来を表すオレンジ色のアウェアネスリボンをシンボルとしています。

## 施策の具体的な内容

### c) 各種ハラスメント防止の啓発

職場や地域等におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識の慣習に根ざす、すべての暴力の根絶を目指し、意識改革のための啓発活動を推進します。

### d) ストーカー行為防止の啓発

新潟県や警察等の関係機関との連携に努め、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発活動を行います。

### e) 国や県と連携した啓発事業の実施

「女性に対する暴力をなくす運動（シンボルマークはパープルリボン）」など国・県と連携した啓発活動を行います。

## 女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局ではDVの問題に対する社会における認識をさらに深めてもらうため、「女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿で、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(資料出典：内閣府男女共同参画局ホームページより)



## パープルリボン



女性への暴力の根絶を訴えるアウェアネスリボン。

パープルリボン運動はアメリカ合衆国で始まり、日本ではNPO法人全国女性シェルターネットワークが中心となり、活動を展開しています。また、内閣府でも、毎年11月12日～25日の2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、全国のタワーや商業施設などで紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施しています。



パープル・ライトアップ運動の様子

【■現状や課題、★取組の方向性】

■本市では、男女間の暴力に関する相談の実施と啓発に取り組んできましたが、DV等相談の件数は増加傾向にあります。内閣府では、新型コロナウイルス感染症の拡大による、外出自粛要請等の影響により懸念されるDVの増加、深刻化に対応するため、新たな相談窓口として「DV相談+（プラス）」を開設し、電話やメール、チャット等による24時間受付の相談対応を行っています。

★被害者が一人で悩んで抱え込むことがないように、相談窓口の周知を行うとともに、被害者が気兼ねなく安心して相談できる相談体制の充実を図ります。また、被害者の緊急を要する避難が必要と認められた場合には、関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保の支援を行います。なお、DVは児童虐待と密接にかかわっていることもあるため、必要に応じて関係機関につなぐための連携を強化し、子どもの安全確保を図ります。

施策の具体的な内容
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>①DV相談体制の充実と機能強化</b></p> <p><b>被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談体制の充実を図ります。</b></p> <p>a) <u>相談窓口の周知</u> 被害者に対し、被害が深刻化する前に適切な支援につなげられるよう、複数の相談窓口や相談後の支援内容の周知を図ります。</p> <p>b) <u>相談体制の充実と関係機関との連携</u> 被害者からの相談に適切に応じるため、関係職員や相談員の質の向上を図ります。さらに、DVが発覚した場合、速やかに被害者および同伴の子どもの安全を確保し、安心して相談できる体制を整えます。また、顕在化しにくい男性被害者に対する相談支援の実施および相談体制の周知を図ります。 加えて、庁外関係機関やNPO等の団体等との連携を密にし、洩れなく相談、早期の対応につながるよう努めます。</p> <p>c) <u>児童虐待に対する支援の充実</u> 児童相談所等の関係機関と連携し、虐待の未然防止や早期発見を行います。</p> <p>d) <u>高齢者・障がい者虐待に対する支援の充実</u> 関係機関等が連携しながら、高齢者・障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見を行います。</p> <p>e) <u>学校における支援体制の充実</u> 学校においては、教員への研修と教育相談体制を充実させ、子どものSOSを早期にキャッチする体制を整えます。また、学校教育課とこども課の連携を密にすることで、虐待事案の早期対応、早期解決を図ります。</p>

## 施策の具体的な内容

### ②被害者の安全確保

被害者の状況と意向に配慮しながら、関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ります。

#### a) DV等の被害者の安全確保

緊急時支援フローチャートを作成し、速やかに一時保護ができる体制づくりを行います。また、民間シェルター等の情報収集を行い、民間シェルターの設置等に対する支援を行います。

#### b) 被害者情報の開示制限

DV及びストーカー行為による被害者からの支援申出により、関係課との連携を行い、住民票や戸籍附票の写し等の証明書の交付及び住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにします。

### ③関係機関との連携強化と防犯情報の提供

関係機関との連携を強化するとともに、防犯情報を提供するなど暴力を許さない社会環境づくりを推進します。

#### a) 庁内及び庁外関係機関との連携強化

DV相談対応について、こども課（家庭児童相談室）及び警察、新潟県女性福祉相談所（新潟県中央福祉相談センター）等の関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応につなげる体制を整備します。

#### b) 防犯情報の共有と防犯活動の強化

防犯ボランティア「ながらパトロール」や「PTA・教職員」等の地域関係諸団体と連携し、見守りや防犯パトロールを行い、防災・防犯情報一斉メール配信サービス（メールマガジン）を用いて情報を共有化します。

## 「DV相談+（プラス）」のホームページ（<https://soudanplus.jp/>）画面

The screenshot shows the homepage of the DV consultation service. At the top, there is a navigation bar with the logo 'DV相談+人' and a language selector set to '日本語'. Below the navigation bar are social media icons for Facebook and Twitter. The main content area features a large heading 'DV相談+ プラス' with a purple ribbon icon. To the right of the heading is the text 'DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？' (Are you alone with your DV troubles?). Below this is a paragraph explaining the service: 'あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員が一掃に考えます。『これってDVかな？』『暴力を振るわれている』『今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの？』『自分だけでなく子どもたちのことも心配』など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。' (We will think about all the various violence (DV) you are experiencing from your spouse or partner. We will think about it all at once. 'Is this DV?', 'I'm being violent', 'I want to escape my partner right now but what should I do?', 'I'm not just worried about myself but also about my children's safety' etc., please contact us for any consultation.) Below this is another paragraph: 'なお、『DV相談ナビ』（#8008（はればは））でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。お魚ぎの相談については、こちらにご連絡ください。' (Also, we accept consultations through 'DV Consultation Navigator' (#8008 (Harebaba)). It connects to the nearest spouse violence consultation support center. For consultation with Oishigiki, please contact us here.) To the left of the main text, there are three contact options: '電話・メール 24時間受付' (Phone/Email 24-hour reception), 'チャット相談 12:00~22:00' (Chat consultation 12:00~22:00), and '電話 24時間受付 0120-279-889' (Phone 24-hour reception 0120-279-889). Below these are 'メール' (Email) and 'チャット' (Chat) buttons. The chat button includes a QR code and the text '※スマートフォンからはお魚ぎのQRコードよりご利用ください' (Please use the Oishigiki QR code from your smartphone). On the right side, there is a list of services provided: '専門の相談員が対応' (Specialized staff response), '面談、同行支援などの直接支援も実施' (We also provide direct support such as face-to-face interviews and accompaniment), '安全な居場所も提供' (We also provide safe places), '24時間電話対応' (24-hour phone support), and '10か国語対応' (Support in 10 languages). At the bottom of the page, there is a footer with the text 'ご利用にあたっての注意事項 | 個人情報保護方針 | お問い合わせ' (Terms of use | Privacy policy | Contact us) and the logo '内閣府 一般社団法人 社会の危機サポートセンター ©2022 soudanplus.jp'.

【■現状や課題、★取組の方向性】

■DVを受けた被害者の自立を支援することは、被害者の保護の中でも重要な内容のひとつです。被害者の保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住居の確保や就労、子どもの養育など、解決しなければならない様々な課題があります。

★被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアのほかにも就労や住宅の確保など、経済的・心理的支援を被害者の状況に応じて、関係機関との連携を行いながら切れ目のない支援を図ります。また、被害者が同伴する子どもの心理的ケアや就学等を確保するため、関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実を図り、安定した生活を送ることができるように支援を行います。

施策の具体的な内容
<p style="text-align: center;"><b>①DV等の被害者の心身の回復や自立に向けた支援</b></p> <p>DV等被害を受けた人が孤立することなく、地域で安心して生活を送れるよう、関係機関や関係各課等との連携のもと、徹底した情報管理を行ったうえで、被害者の自立を支援します。</p> <p>a) <u>自立に向けた生活の支援</u>                      自立に向けて、個々に応じた手当や制度申請、手続き等の生活に必要な支援を行います。</p> <p>b) <u>庁内連携体制の充実</u>                      被害者への支援体制の充実に向けて、庁内連携会議を開催し、課題検討、情報交換、研修等による連携強化を図ります。</p> <p>c) <u>心理的ケアの相談</u>                      こども課内の「家庭児童相談室」で様々な悩みの相談を受けるほか、臨床心理士や精神保健福祉士によるカウンセリングを受けることのできる態勢づくりを進め、被害者の心身の回復や自立に向けた支援を行います。</p> <p>d) <u>DV等加害者の更生に向けた支援の実施</u>                      被害者支援の一環として、DV等加害者へアドバイス、カウンセリング等の支援を行い、再発の防止を図ります。</p>

## 第5章 計画の推進

- 1 総合的な推進体制の充実
- 2 市民、事業者、関係団体等と連携した推進
- 3 計画の推進体制図
- 4 計画の進行管理
- 5 計画の成果目標

本市では、教育、労働、福祉、健康、防災及び産業などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の特性に応じた男女共同参画社会の実現を目指します。

## 1 総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第4章において述べた取組について、総合的かつ計画的な施策の推進が必要です。「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」及び「担当者会議」を中心に、庁内関係課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取組を展開していきます。

主に市民課では、本市の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、本計画に基づく講座・セミナー等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供や啓発、女性生活相談等の相談事業を総合的に実施します。また、男女共同参画に関する情報を収集し、市民意識調査を実施した成果についても、性別や世代を超えた幅広い層へ向けて情報を発信するなどの取組を行い、男女共同参画意識の醸成を図ります。

なお、広域的な課題については、国・県・近隣市町等と連携・協力体制を強化し、計画を推進していきます。

## 2 市民、事業者、関係団体等と連携した推進

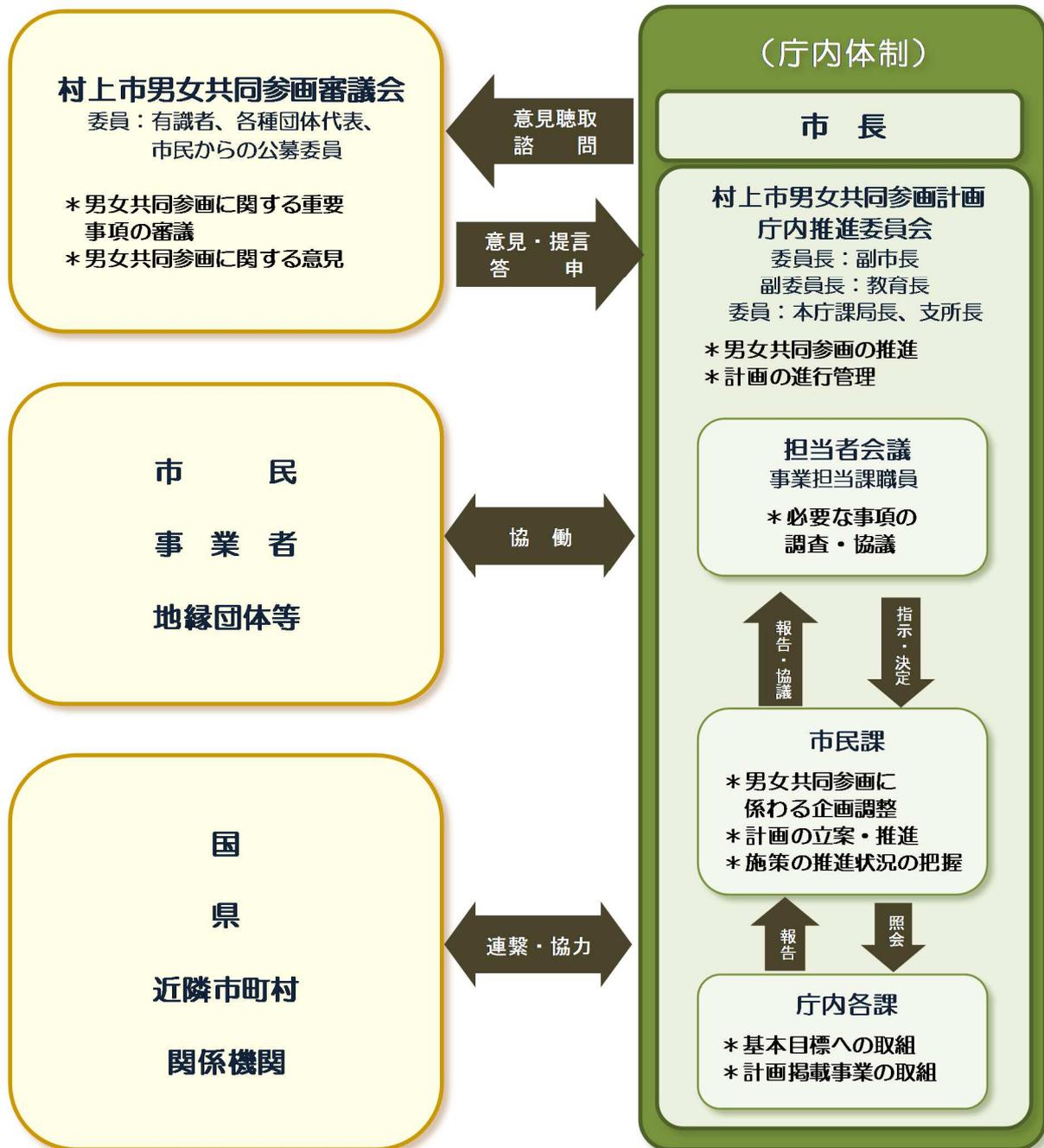
市民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、市報掲載、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を推進します。

また、広く市民の意見を施策に反映させるために、学識経験者、各種団体の代表者、公募市民で組織する「村上市男女共同参画審議会」を適宜開催し、計画の進捗状況の把握や事業推進に対する提言ができる場を設けます。

特に、ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業者の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取組を進めます。

### 3 計画の推進体制図

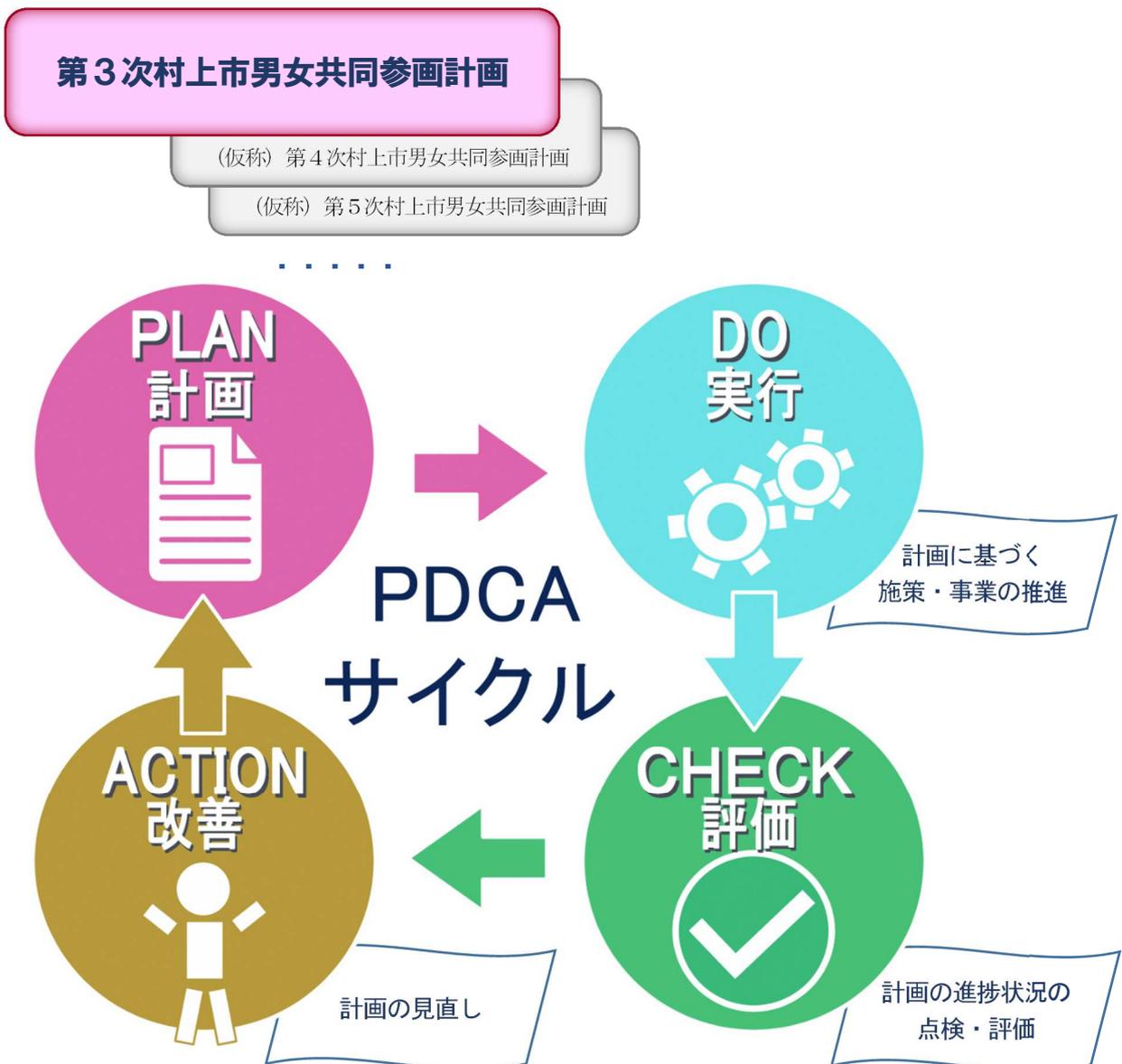
本計画を着実に推進していくため、市民、事業者等の各主体による適切な役割分担のもと、協力・連携を図りながら施策事業に取り組んでいきます。



## 4 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた施策について、「PDCA サイクル」(Plan=計画) → (Do=実行) → (Check=評価) → (Act=改善) を基に、「村上市男女共同参画審議会」、「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」及び「担当者会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。



## 5 計画の成果目標

基本目標	施策の方向性	項目	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
基本目標1 互いに認め合い、 尊重し合える まちづくり	(1) 男女共同参画社会 についての広報・ 啓発の推進	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」の考えに反対する割合（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）	70.5%	80.0%
		(2) 男女共同参画推進 のための学習等 機会の充実	「家庭生活の中での男女の地位が平等である」と思う人の割合	38.6%
	(3) 身近な地域における 男女共同参画の 促進	男女共同参画に関する講演会、講座等の延べ参加者数	x人*	200人
		自治会等地域組織に向けた学習会等の延べ参加者数	0人*	50人
	(4) 多様性を尊重する 環境の整備	ジェンダーという言葉の意味を知っている人の割合	31.0%	50.0%
基本目標2 家庭も仕事も 男女がともに 活躍できる まちづくり	(1) 働く場における 女性活躍の推進	女性活躍推進法という法律の意義を知っている人の割合	4.6%	30.0%
		(2) ワーク・ライフ・ バランス並びに 仕事と子育てや 介護等が両立できる 環境整備の推進	事業者に向けた労働に関する法律のセミナー等の延べ参加者（社）数	0者 （社）*
	(3) 農林水産業・商工 自営業等の あらゆる分野に おける男女共同 参画の促進	働き方に関する講演会、セミナー等の延べ女性参加者数	0人*	100人
		父親参加型イベント、講座、教室等の延べ男性参加者数	x人*	50人
		学童保育室待機児童数 （年度当初時点）	x人	0人
	(4) 政策・方針決定 過程への女性の 参画拡大	審議会等における女性委員の登用率	20.9%	30.0%
		市職員の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合	25.3%	30.0%
		ハッピー・パートナー企業登録数	44者 （社）*	70者 （社）

基本目標	施策の方向性	項目	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1) 地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進	自主防災組織リーダー養成講座の延べ女性参加者数	0人*	10人
		防災会議等の延べ女性参加者数	0人*	5人
	(2) 環境保全活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に配慮した防災研修等の延べ参加者数	x人*	100人
		(3) 困難を抱えた女性等への支援	女性消防団員の任用数	x人
	(4) 男女の生涯にわたる健康支援の充実	乳がん検診の受診率	x%	20.0%
		健康づくり講演会、セミナー等の延べ参加者数	0人*	500人
基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり	(1) DVや性的暴力防止のための啓発	DVの被害者で他者へ相談をしなかった人のうち、「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」人の割合	25.9%	皆無 (0.0%)
		(2) 相談体制の充実と被害者の安全確保	DVの被害者で他者へ相談をした人のうち、公的な相談機関に相談した人の割合	18.2%
	(3) 自立に向けた支援体制の充実	「ながらパトロール隊」の延べ登録者数	x人 (2022年度新規事業)	200人

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止や制限を行った影響によるもの。



(掲載予定資料)

## 資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
- 村上市男女共同参画計画の策定経過
- 村上市男女共同参画計画策定委員会委員名簿
- 用語の解説

■ 男女共同参画社会基本法…他

## 第3次村上市男女共同参画計画

2023年（令和5年）3月

村上市

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL 0254-53-2111（代表）

FAX 0254-53-2541（直通）

E-mail [shimin-ji@city.murakami.lg.jp](mailto:shimin-ji@city.murakami.lg.jp)